

令和元年度 エゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業計画調査（ドローン調査）委託業務処理要領

第1 目的

本業務は、エゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定に必要なエゾシカの生息状況（越冬場所・行動特性等）を把握するための基礎データを収集することを目的とする。

第2 業務内容及び実施方法

受託者は、赤外線カメラを搭載したドローンによりエゾシカの撮影を行うとともに、画像解析により得られるエゾシカ個体やエゾシカの痕跡（シカ道等）に係る位置情報を把握し、図示化する。

(1) 実施場所

北海道大学中川研究林（北海道中川町・音威子府村）

(2) 実施方法

飛行ルートは別紙1に示すルートを基本とし、発注者と受注者の協議により決定する。赤外線カメラを搭載したドローンを飛行させ調査地を動画撮影するとともに、エゾシカが確認された場合等には、対象物を静止画撮影する。撮影は日没後4時間以内実施する。

撮影した静止画は、画像ごとの位置情報、撮影内容（頭数・行動）、環境（草地・笹地・針葉樹・広葉樹・湿地）等を様式1に取りまとめる。

縮尺5千分の1から2万5千分の1の地図に、エゾシカ個体及びシカ道などの痕跡を記入し、調査図を作成する。

現地調査は契約の日から令和2年(2020年)2月28日までに実施する。

第3 使用機器

本業務に必要なドローン、コントローラー、赤外線カメラなどの必要な機材及びソフトウェア等一式、撮影データ保存用のSDカードについては、受注者が用意する。また、使用するドローンはDJI社製INSPIREもしくは同等以上の機種とし、賠償責任保険が適用された状態で使用するものとする。

第4 業務処理計画書

委託契約書第2条第3項により提出する業務処理計画書には、業務の実施体制及び従事する調査員等の氏名・所属、処理日程、緊急時の連絡体制等を記載するものとする。

第5 打合せ協議等

打合せ協議は原則として着手時および完了時に行うほか、必要が生じた場合は随時実施する。

各調査地の着手前には、原則として現地で打合せを行い、飛行ポイント、飛行高度など、飛行計画の作成に必要となる事項について協議する。また、受託者は、調査の実施に係る法規制、飛行条件、使用する機材の取扱、保険の適用、その他注意事項などの必要な情報を発注者に説明する。

第6 成果品の提出

本業務を完了したときは、速やかに次の成果品を提出するものとし、提出の際には、その内容を説明すること。

(1) 成果品及び提出部数

印刷物：調査報告書、静止画、様式1、調査地図 各3部

電子データ(DVD-R)：調査報告書、静止画、様式1、動画、その他関係資料 3セット

(2) 仕様・体裁等

調査報告書については、A4版とし、北海道グリーン購入基本方針に基づいた用紙を使用して製本またはファイル綴じ（写真、図面等はカラーとする。）とすること。

電子データについては、各種調査野帳、調査の実施に伴いデジタル画像で記録した調査状況等の画像（画像内には日付、撮影対象、作業状況等が分かる情報を入れる。）等は、調査報告書への使用の有無にかかわらず、DVD-Rに保存して提出すること。

調査地図はA3版以上を原則とするが、これによりがたい場合は業務担当員と協議し、その指示に従うこと。

なお、実施結果報告書に係る電子データは、Microsoft社Windows8形式で表示可能なものとし、作成するアプリケーションソフトについては、ワープロソフトMicrosoft社Word（ファイル形式はWord2013以下）、表計算ソフトMicrosoft社Excel（ファイル形式はExcel2013以下）を使用し、画像については、BMP形式又はJPEG形式とする。また、画像を除き、これらを「PDFファイル形式」に変換したものを保存すること。

(3) 提出期限

令和2年(2020年)3月6日（金）

第7 その他

(1) 安全対策

調査の実施に当たっては、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じるものとする。また、関連法規を遵守するとともに、騒音や衝突防止対策等、地域住民への配慮を心がける。

(2) 損害賠償等

この業務実施中に生じた損害賠償等については、第三者に及ぼした損害を含め、発注者の責任によるものを除き、受注者の責任において補償する。

(3) 法令上の手続き

ドローンの飛行にあたり法令上必要となる手続きは受注者が行う。

(4) 協議

荒天や災害等の発生により、やむを得ず調査の全部又は一部が遂行できない又は遂行できないことが見込まれる場合は、速やかに業務担当員と協議し、その指示に従うこと。

(5) 契約内容の変更

(4)の協議により、調査の全部又は一部が遂行できなくなった場合、委託料等の契約内容を変更することがある。

(6) 実績報告書の記載内容

委託契約書第14条第1項により、北海道に提出する実績報告書の処理成果には、本業務に従事した調査員等の氏名や所属、調査日程、業務担当員及び関係者との協議や打ち合わせの内容、成果品の作成部数、DVD-Rに保存した写真（一覧）等について記載又は資料等を添付すること。

(7) データ等の公開

業務の実施により得られたデータ及び成果品等については、北海道の許可を得ることなく、公開又は他の業務等に利用してはならない。

(8) その他

本要領に疑義が生じたとき、本容量によりがたい事由が生じたとき、又は本容量に定めの内示公について必要と認めたときは、速やかに発注者と受注者が協議を行う。